

## 緊急防災・減災事業債の期間延長及び一層の充実を求める意見書

近年、全国的に頻発・激甚化している地震、台風、豪雨、豪雪等の災害は、各地で家屋の倒壊、河川の決壊や氾濫、道路の寸断や橋梁の崩壊など甚大かつ深刻な被害をもたらしている。また、南海トラフ地震の発生も懸念されており、国及び地方自治体における更なる防災・減災対策が喫緊の課題となっている。

しかしながら、国からの地方自治体への支援である緊急防災・減災事業債は、令和7年度までの時限措置とされていることから、必要となる財源を確保する上で大きな困難に直面している。このことは令和6年の全国市長会決議にもあるように地方自治体の課題となっている。

以上のことから、次の事項について強く要望する。

- 1 緊急防災・減災事業債は、地方自治体にとって極めて重要な財源であることから、令和8年度以降も継続するとともに、安定的な制度運用を図るため、恒久的な制度とすること。
- 2 起債対象事業の更なる拡大及び要件緩和、並びに交付税措置率の引上げによる財源措置の強化など一層の制度拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月12日

甲 府 市 議 会

提出先

衆議院議長    参議院議長    内閣総理大臣    総務大臣    財務大臣  
国土交通大臣    内閣府特命担当大臣（防災）